

岡人第151号
令和3年6月9日

各局区室部課長
各出先機関の長 様

総務局長

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止において出勤が困難であると認められる
場合の休暇の取扱いについて（通知）

令和2年3月9日付岡人第502号「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止において出勤
が困難であると認められる場合の休暇の取扱いについて（通知）」について、下記のとおり取扱い
を変更しますので、所属職員へ周知をお願いします。

記

1 変更内容

（1）出勤が困難であると認められる場合の追加

別紙中「4 出勤が困難であると認められる場合」に以下の取扱いを追加します。

<追加事項>

（7）ワクチン接種後、職員に風邪症状以外の症状が見られる場合

※詳細については、別紙中「4（7）ワクチン接種後、職員に風邪症状以外の症状が見
られる場合」を確認してください。

※ワクチン接種の結果、職員に風邪症状が見られる場合は、別紙中「4（2）職員に発
熱等の風邪症状が見られる場合」の取扱いとなります。

○適用日 令和3年5月17日から

※既に年休等を申請している場合は適用日まで遡及して変更申請を行うことを認めます。

（2）「出勤が困難となった状況等申出書」の押印廃止

令和3年6月9日以降に申請するものについて、申出書への押印は不要とします。また、
ポータル申請の場合は、申出書の電子ファイルを添付し、別途申出書（紙媒体）の人事課へ
の提出は不要とします。休暇等申請書（届）による申請の場合は、申出書（紙媒体）を添付
して人事課へ送付してください。

【問い合わせ先】

総務局人事部人事課人事係

電話：803-1086

内線：3425、3426

3423、3422

(令和3年5月17日修正)

新型コロナウイルス感染症拡大防止において
出勤が困難であると認められる場合の休暇の取扱い

1. 新たに下記のとおり取り扱われる特別休暇

特別休暇「交通機関の事故等の不可抗力による場合」

2. 適用者

正規職員、再任用職員（短時間・フルタイム）、任期付職員（短時間・フルタイム）、
及び会計年度任用職員（月額・日額・時給）

3. 適用期間

令和3年5月17日から当面の間

4. 出勤が困難であると認められる場合

(1) 学校等の臨時休校その他の事情により職員が子の世話をを行う場合

学校等の臨時休校その他の事情により職員が子の世話をを行うため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合に取得が可能です。

※「学校等」は、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等を指します。

※「その他の事情」は、保育園、幼稚園等の臨時休園等を想定しています。

○期間

必要と認める日又は時間

※学校等の臨時休校その他の事情により職員が子の世話をを行う期間とします。

(2) 職員に発熱等の風邪症状が見られる場合

職員に発熱等の風邪症状が見られることから、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合に取得が可能です。

※職員が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合（症状がない場合を含む）も適用となります。

○期間

必要と認める日又は時間

※発熱等の風邪症状が見られた日から症状が回復するまでの連続する期間とします。

(3) 親族に発熱等の風邪症状が見られる場合

職員の親族に発熱等の風邪症状が見られることから、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合に取得が可能です。

○期間

必要と認める日又は時間

※親族に発熱等の風邪症状が見られた日から症状が回復するまでの連続する期間とします。

(4) 職員に新型コロナウイルス感染症の症状はないが、当該職員が、感染が疑われる者または感染者と接触した場合

職員に新型コロナウイルス感染症の症状はないが、当該職員が、感染が疑われる者または感染者と接触したことから、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合に取得が可能です。

○期間

必要と認める日又は時間

※職員に新型コロナウイルス感染症の症状はないが、当該職員が、感染が疑われる者または感染者と接触した以降の日から、当該職員が感染していないことが判明するまでの連続する期間

(5) 職員が検疫法による停留の対象となった場合

職員が検疫法による停留の対象となった場合に取得可能です。

○期間

必要と認める日又は時間

※停留の対象となった日から停留が解除されるまでの連続する期間とします。

(6) 職員が海外渡航した場合

職員が海外に渡航した場合に取得が可能です。

○期間

帰国日翌日から起算して14日

※帰国日翌日から起算して14日の連続する期間とします。

(7) ワクチン接種後、職員に風邪症状以外の症状が見られる場合〔令和3年5月17日追加〕

新型コロナワクチン予防接種の結果、職員に同接種との関連性が高いと認められる症状（風邪症状以外）が見られることから、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合に取得が可能です。

○期間

必要と認める日又は時間

※風邪症状以外の症状が見られた日から症状が回復するまでの連続する期間とします。

5. 申請方法及び添付書類

○岡山市職員ポータルにて申請してください。

(総務事務タブ>人事関係>特別休暇>交通機関の事故等の不可抗力)

○「出勤が困難となった状況等申出書」の電子ファイルを岡山市職員ポータルでの申請時に添付してください。

※休暇処理を岡山市職員ポータルシステムで行っていない場合の申請方法等については、『「休暇等申請書(届)」を使用している職員の休暇処理について(参考)」を参考にしてください。

6. その他

○本通知の特別休暇の対象になる場合であっても、年次休暇、病気休暇(私事)又は特別休暇(家族の看護休暇)の取得することは可能です。